

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成18年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成19年 7月 2日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
 同 樽 川 通 子  
 同 東 方 久 男  
 同 望 月 雄 内  
 19産政第38号  
 平成19年 5月18日

長野県監査委員 様

長野県知事 村 井 仁

平成18年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成19年 3月 9日付で包括外部監査人木下雅彦氏から提出のあった、平成18年度包括外部監査の結果に関する報告及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名  
 商工部の財務事務の執行について
- 2 措置の内容等

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
(1) 産業立地促進事業について ア 県営産業団地の未利用地の利用の促進（意見）	<p>県営産業団地の未利用区画地（51.8ha）の土地所有者は土地開発公社であるが、当該区画地の取得価格合計は156億円であり、多額の含み損を内包しており、年度ごとに支払った利息等が取得原価に算入され売却時に最終的に県が買い取る委託契約が締結されている。平成18年 3月末現在の県債発行残高1兆5,512億円の県債加重平均利率率が2.1%であり、毎年 3億円を超える支払利息としての機会損失が発生していることになる。</p> <p>無償貸付特約付分譲制度等の施策が講じられているところであり、平成18年度期中において 4件の分譲が実現しているが、一層の利用の促進を図るため、産業団地区画の売却に拘わらず、適正な賃借料での賃貸契約の促進を図ることで産業の育成、雇用の促進を促し、税収増を図ることが肝要である。</p>	<p>平成17年度から組織体制を強化、企業誘致のための制度の充実を図るなど分譲促進策を充実させた結果、平成18年度は最終的に 5件の分譲契約が成立した。この結果、年度末現在未分譲面積は34.9ha、土地開発公社簿価では117億5,200万円で年度当初に対し面積で32.6%、簿価で26.5%減少した。</p> <p>また、平成18年度末時点の県営産業団地未分譲地に係る長野県土地開発公社の金融機関からの借入額は32億円と年度当初に対し 9億8,200万円減少し、これに係る借入利率は1.875%で、利息は年間約6,800万円である。</p> <p>リース制度については、県で平成15年度から実施している無償貸付特約付分譲制度と比較して経済的メリットが少なく、また、産業団地の早期処分を目標としているため実施には至っていない。</p> <p>県営産業団地分譲促進策について                  商工部では、県営産業団地分譲促進策としてこれまで行って来た貸付特約付分譲制度等に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 体制の強化(平成17年度～)(ビジネス誘発課(5名)、東京(4名)、大阪(2名)、名古屋(2名))</li> <li>② 不動産鑑定価格を基準とした市場価格に見合った分譲価格の引下げ(平成18年度～)</li> <li>③ 情報提供者への成功報酬制度の創設（平成18年度～）</li> <li>④ 信州ものづくり産業投資応援条例による不動産取得税の免除・助成金制度の新設（平成17年度～）</li> </ul> <p>などを行ってきている。</p> <p>また、平成19年度からは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 名古屋・大阪事務所の設置</li> <li>② 立地意向アンケート調査の実施</li> <li>③ 優遇制度の拡充（県外企業立地助成制度の創設等）</li> </ul> <p>を行い、なお一層分譲促進に努めている。</p>
(2) 金融支援 ア 技術資金について（意見）	<p>事務マニュアルなどの規程に対する重要な準拠性違反はなかったが、回収の状況が不良の融資先があった。</p> <p>(1) 回収状況について                  平成18年 7月末現在の融資状況は融資先</p>	<p>(1)、(4)について                  平成17年 4月に定期的な事後指導に努めるよう地方事務所へ依頼しており、引き続き徹底していく。</p> <p>(2)について</p>

		<p>5件、融資残高は2億3,954万7,000円となっている。このうち1件(1,972万2,000円)について回収が滞っている状況にあった。</p> <p>(2) 事前審査について 延滞の有無のみならず、個人の信用状況を総合的に判断するような要件規定の追加を検討することが今後の課題となる。</p> <p>(3) 与信管理について 技術資金については県に損失補償リスクがあるので、早期に対応管理するために、定期的に文書により長野県信用保証協会より報告を受けるように改善することが望ましい。</p> <p>(4) ビジネス誘発チームの事後フォローについて 問題がない貸付先については、年に一回は往査し報告書を作成することで、早期の対応と責任の明確化をすることが必要である。</p> <p>(5) その他 技術資金については県が損失補償をしており、今後は返済順位について何らかのルールを設けて指導していくことが必要である。</p>	<p>技術力等支援資金については、平成16年度以降融資実績がないことから平成18年度をもって廃止することとした。</p> <p>(3)について 長野県信用保証協会に対し定期的に報告するよう依頼する。</p> <p>(5)について 長野県信用保証協会及び金融機関と方法について研究したい。</p>
	<p>イ 預託金について(意見)</p>	<p>県は金融機関へ無利息で金銭の預託を行い、金融機関の資金調達コストを軽減することで融資の促進を促している。県全体としてのバランスシートを考えると、多額の預託金がある反面で多額の県債もあり、資産と負債が両サイドで膨れ上がっている状況である。そこで、預託金の削減と県の負債削減とをペアで行うことでバランスシートをスリム化できるのであれば、今後の課題として検討する余地があると考え。</p>	<p>報告内容には、現制度が効率的に執行されているとの指摘もあります。ご意見について将来に向けて可能性を検討したい。</p>
<p>(3) 長野県工業技術総合センター</p>	<p>ア 長野県工業技術総合センターの歳入歳出及び予算について(意見)</p>	<p>依頼試験手数料、機器貸付料、受託研究のそれぞれは微増を呈しており、センターに対する需要は旺盛であるといえるが、国庫補助金の削減により収入の部は減少の一途をたどっている。事業を維持していくため、また、予算の効率的な運用のため、特定財源を増加させていく対策を取ることが望ましい。</p>	<p>提案公募型研究プロジェクトへの取組みや、依頼試験・施設利用などの工業技術総合センターの利用促進により、歳入の増加を図る。</p>
	<p>イ 長野県の地勢と工業技術総合センター(意見)</p>	<p>地理的に遠い企業でも、センターのサービスを利用しやすい環境を整えるため、潜在的利用企業に対するPR活動や潜在的需要の開拓活動が今後の課題になる。</p>	<p>技術マーケティング事業や、お出かけセンター支援事業等により、遠方の企業に対する技術支援を実施し、展示会などを通じてPRに努める。</p>
	<p>ウ 収入(企業等外部からの収入)について(意見)</p>	<p>「依頼試験」はセンターの収入の殆どを占める重要な項目であり、年度毎の推移は微増傾向にある。 センター備置書類の正当性を担保するためにも「依頼試験申請書」一枚毎に承認印の押印が必要である。</p>	<p>依頼試験申請書は、1枚毎に承認印を押印することとする。</p>
	<p>エ 設備機器について(意見)</p>	<p>平成10年度から17年度にかけて機器整備事業によりセンターに約20億円の新鋭試験分析設備が導入されている。導入決定から、運用、廃却までのサイクルにつき関連資料の検証を行った。</p> <p>① 特定の企業のニーズに偏らない、特定分野に偏らない、それでいて、導入後にも機器使用が見込めるなどの多角的視点からの導入を検討することが必要である。</p> <p>② 機種選定の後、納入に約10ヶ月かかっている設備機器もあるため、機種選定から納入までの期間短縮を検討すべきである。</p> <p>③ 資産保全のため、備品原簿の作成後、定期的に現物と備品原簿の突合を網羅的に行い、文書でその事実を残しておく方が望ましい。</p> <p>④ 導入後の使用状況のモニタリングの方法を工夫すべきである。リースによる導入機器の範囲の拡大も選択肢の一つとして検討する余地がある。</p>	<p>企業ニーズの的確な把握や最新の技術動向、今後の見通し等の調査について、より一層強化して設備導入に反映させていく。</p> <p>納入期間については、国庫補助事業等の交付スケジュール、行政上の手続き、装置の特殊性による納期に拠るところであるが、事務手続きで短縮できるところについては迅速に処理することとした。</p> <p>県単独事業については機能的減価の著しい情報機器関連などリースで導入しているが、国庫補助事業等の導入設備についてはリースでの導入は不可能であるため、今後県単独事業については検討を行う。</p>

	オ 機器貸付料の妥当性について(意見)	民間企業での試験用機器の貸出し(レンタル)に比して極端に廉価であり、貸付料の増額を検討する余地がある。利用企業の負担はかなり軽く、受益者負担の原則に鑑みれば利用企業と納税者との間に不均衡が生じている。	センターの存在意義から、単純に民間比較できない部分もあるが、適正な受益者負担(増額)について検討していく必要はあり、来年度の改正に向けて準備を進めていく。
	カ 依頼試験手数料の妥当性について(意見)	手数料については、増額を検討する余地がある。また、企業の求めに応じて試験実施の証明書を発行しているが、現状では無料であり、これについては、発行手数料の収受を検討する必要がある。	実施証明書や試験成績書の発行手数料項目の新設について検討を行っている。
	キ 設備利用の状況について(意見)	設備機器の利用件数は年間約2万件あり、年々増加している。高額な機器の導入の検討の際には、様々な企業に広く利用予定の有無などのヒアリングを実施し、機器導入の必要性を精緻に検討することが望まれる。	企業ニーズの的確な把握や最新の技術動向、今後の見通し等の調査について、より一層強化して設備導入に反映させていく。
	ク 非正規職員の管理等(意見)	担当者一人で勤怠管理業務を完結するのではなく、一ヶ月集計後の出勤日に対する承認として上席者が承認印を押すことが望ましい。	出勤日に対する承認として上席者の承認印を押印することとする。
	ケ センターの研究員の採用について(意見)	県は幅広い技術課題に対応するため、また、各分野の産業に等しくサービスを提供するため、専門研究員も分野を広く採用・配置することが望まれる。	企業から要望の高い産業分野への支援や現在の研究職員の配属状況とのバランスを勘案しながら、必要に応じて専門研究員の配置を検討していく。平成19年度は食品技術部門に任期付き研究員を採用した。
	コ 特許権とセンターとの関わりについて(意見)	特許出願後の管理は全て県が行い、特許権収入の収受も県となる。知的財産を広く民間企業に利用してもらうことによりロイヤリティー収入が期待されるため、特許申請にも注力し特許権の有効活用をすることが望ましい。	今後とも企業で利用が見込める発明・考案については、積極的に権利化を推進していく。
	サ 創業支援センターについて(意見)	利用企業に相当の費用負担を課すことを検討する余地がある。	研究開発に特化した県施設であり、また、県内経済を支える開発型企業の成長に重点をおくべきと考えるため、引き続き光熱水費については実費負担とし、賃貸料は無料とする。
(4) 技術専門校および工科短期大 学校	ア 技術専門校の存在意義について(意見)	今後は新規学卒者の中で積極的な者と離転職希望者を訓練生の中心的存在とし、受身な入校生を減らすことも視野に入れることを検討する余地がある。これを達成するため、より詳細・厳格な入校試験を実施し、専門校の現場サイドが定員割れを恐れる風潮も除去することが望ましい。	入校応募の動機が受身な新規学卒者等の若者についても、当該応募者に就職希望と訓練受講の意欲があれば、入校を認め、訓練・指導を通じて職業意識を啓発しキャリア形成を支援していくことが必要であるとする。
	イ 訓練料の重複について(意見)	現在の3校での訓練料重複は、人的・物的の両面から無駄が生じていると言わざるを得ない。現在の県の財政状況を勘案するに、集約一元化が望まれる。	重複している科目については、順次集約一元化する方向で見直しを検討する。
	ウ 各校ごとの予算・決算の作成について(意見)	各校ごとに予算・決算を明確にし、予算・実績の差異分析等を行い、その結果に基づき技術専門校の再編等を行っていくことが望ましい。効率化を達成するため、「より詳細なセグメント別予算・決算を作成する」等の方針を打ち出すことが望ましい。	技術専門校の再編は、企業ニーズ、受講ニーズ、民間との棲み分け等の多様な要因を考慮して行う必要があり、校ごとの予算・決算に基づく差異分析等には必ずしもなじまないと考えられる。
	エ 各校ごとの格差について(意見)	今回の視察の結果、設備に大きな格差を感じた。行政サービスは「同一価格・同一サービス」が原則であり、県の財政の問題はあるが各校間でのサービスの同一化が望まれる。	受講ニーズに応えるサービス提供の観点から、各校における施設整備の必要性及び効果を十分に考慮し、優先度が高いと判断される校について整備に努める。
	オ 各校ごとの連携の必要性について(意見)	現場レベルでの連携は十分に行われておらず、各校ごとに外部講師探しを独自に行っている等の不効率が生じていることは否めない。技術専門校を横断的に把握する部署の新設や、拠点校がサテライト校も含めて管理する等の管理部門の統合も視野に入れることが望ましい。	主に管理部門の業務について、サテライト校の業務を拠点校へ集約する方向で検討を進める。

	カ 県外からの入校と県外への就業について(意見)	上松技術専門校に代表されるように、県外からの入校生が修了後に再度県外に戻ってしまうという現象が散見される。「修了後に県内で就業する」というかたちが望ましいので、推薦選考以外の一般選考でもある程度の地元入校枠を与える、または、条例を改定して授業料を県外からの入校生は割り増しする等の対策が望まれる。	県の第8次職業能力開発計画に基づく技術専門校の見直しの中で、入校選考の方法を含めて上松校のあり方について検討する。
	キ 民間からの講師について(意見)	民間からの第一線で活躍する人材を外部講師として登用することは、訓練生への良い刺激となると同時に訓練指導員にも刺激を与える。また、外部講師の登用は財源的にも負担が軽い。しかし、民間の第一線で活躍している方々は多忙を極めており、招聘が困難である。 以上から、各校間での連携を強固にすると同時に、外部との連携を強化することによって、継続的に外部講師を登用できるシステムの構築が望まれる。	各校間での情報共有を図るとともに、訓練ニーズにマッチした講師を確保するために地域企業等との連携を強化していく。 また、外部講師の継続的な任用については、検討する。
	ク 固定資産購入・リースの契約並びに固定資産管理について(意見)	備品表示票の貼付状況を確認した結果、いくつか備品表示票の貼付のないものがあつた。固定資産の厳格な管理が必要である。また、遊休設備(休止固定資産)が存在している。将来使用見込みが無いものであれば、除却を行うことが望ましい。	財務規則に基づいて備品管理を適正に行うよう、各校に指導徹底する。 遊休設備については、利活用又は除却の検討を進める。
	ケ リースについて(意見)	かなりの設備をファイナンスリースでまかなっている。予算措置は容易であるが、一方で再リースを繰り返すことで購入した場合に比べて支払額が大きくなるデメリットも生じる。長く使うと想定される設備は購入するのが望ましい。 リース期間終了後に将来の設備の使用年数を見積もり、数年先まで使用する設備については、買い取りを行うことにより、再リース料の節減につなげられる。再リースを続けるという、県の方針を一考していただきたい。	リース期間満了後に当該機器を購入した場合、所有権がリース会社から県に移行し、廃棄物処理代など新たな経費を県で負担することになるため一概に買取が有利とは言えないことから、平成19年度当初予算要求に際しては、再リース及び購入に係るコスト比較を行ったうえで、最終的には従来どおり再リースで予算措置することとした。 今後も、同様な考え方で再リースの可否を判断していく。
(5) 財団法人長野県テクノ財団	ア 資産の管理について(意見)	「運用資産の種類について」 運用資産約59億円のうち、仕組み債が約29億円であり49%の割合を占めている。財団では正式な社内手続きで、適宜、仕組み債の運用限度額を決めているが、運用リスクを有していることや資産運営上の重要性を鑑みると、資産運用規定にて限度額を明記することが望ましい。	仕組み債の割合については、財団の正式な手続きに基づき決定しているところであり、金利の動向を見極めながら、現行どおり対応してまいりたい。
		「運用資産の満期構成について」 運用資産の償還テーブルをみると、5年程度先の短期と30年程度先の長期に償還時期が偏っているのがわかる。再投資リスクや金利上昇リスクを有していることから、今後は意図的に債券の償還期日が偏在しないように分散してリスクの検討をすることが望ましい。例えば、年々の償還金額を均等化することも一案である。	債券の構成は運用時に最良と思われるものを選択しているところであり、債券に偏りが発生していることによるリスクは承知しているが、運用益確保のためやむを得ない措置である。
		「運用資産の管理について」 財団では、決算時に証券会社などから残高証明を入手し資産保全を図っているが、時価情報までは入手しておらず、市場リスクや債券発行体の信用リスクから生じる含み損益の管理は特にっていない。 しかしながら、総務省より「公益法人会計基準の改正等について」が公表され、時価会計が導入され、また、「満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券(満期保有目的の債券)は取得価格をもって貸借対照表価額とし、その内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を注記する」旨の記述がある。 従って、今後は満期保有目的の債券に区分する場合であっても、証券会社からの時価情報の入手が必要となり、これを機に時価情報の活用を図ることが望ましい。	改正された公益法人会計基準に従い、債券情報を注記する。

## 公告

平成19年度長野県警察官採用試験（A）（平成20年4月採用第3回）及び長野県警察官採用試験（B）（平成20年4月採用）を次のとおり行います。

平成19年7月2日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

## 1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

## 2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験（A） （平成20年4月採用第3回）	男性	10人程度	警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
	女性	5人程度	
長野県警察官採用試験（B） （平成20年4月採用）	男性	40人程度	
	女性	10人程度	

## 3 受験資格

## (1) 年齢等

試験の名称	試験区分	年齢等
長野県警察官採用試験（A） （平成20年4月採用第3回）	男性	昭和53年4月2日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業業者又は平成20年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）
	女性	昭和53年4月2日以降に生まれた女子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業業者又は平成20年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）
長野県警察官採用試験（B） （平成20年4月採用）	男性	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男子。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業業者又は卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を除く。
	女性	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女子。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業業者又は卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を除く。

## (2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

## 4 試験の方法、日時、場所等

## (1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	対象となる試験の名称	試験の内容
教養試験	長野県警察官採用試験（A） （平成20年4月採用第3回）	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験
	長野県警察官採用試験（B） （平成20年4月採用）	公務員として必要な高校卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文（作文）試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文（作文）試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

2 教養試験は、出題数50題です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

## イ 配点及び基準

試験の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。この基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	基準
教養試験	400点	正答率4割(160点)。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては、当該試験区分の平均正答率
合計	400点	

## ウ 日時及び場所

## (7) 日時

平成19年9月16日(日) 午前9時

## (4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。なお、試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	長野県庁講堂(長野市大字南長野字幅下692-2) 長野県社会福祉総合センター(長野市若里7-1-7)
松本市	松本勤労者福祉センター(松本市中央4-7-26)
塩尻市	中南信運転免許センター(塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116)

## エ 第1次試験合格者の発表

平成19年9月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp/jinji/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

## (2) 第2次試験

## ア 方法

試験の方法	対象となる試験の名称	試験の内容
論文(作文)試験	長野県警察官採用試験(A) (平成20年4月採用第3回)	一般的事項についての論文試験
	長野県警察官採用試験(B) (平成20年4月採用)	一般的事項についての作文試験
口述試験	長野県警察官採用試験(A) (平成20年4月採用第3回) 長野県警察官採用試験(B) (平成20年4月採用)	個別面接による試験
適性検査		警察官として職務遂行上必要な適性についての検査
体力検査		瞬発力等についての5種目の検査

## イ 配点及び基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	基準
論文(作文)試験	150点	50点
口述試験	750点	評定は5段階で行い、試験員3人のうち下位2段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
適性検査		
体力検査	100点	44点。ただし、8点に達しない種目が2種目以上ないこと。
合計	1,000点	

## ウ 日時及び場所

平成19年10月中旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

試験区分	身体的条件
男性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が160センチメートル以上であること。 c 体重が47キログラム以上であること。 d 胸囲が78センチメートル以上であること。 e 色覚が正常であること。 f 関節等に職務遂行上の支障がないこと。
女性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上あること。 b 身長が155センチメートル以上であること。 c 体重が45キログラム以上であること。 d 色覚が正常であること。 e 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

#### (4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

#### 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成19年11月上旬に、最終合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

#### 6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) この試験の合格者の採用は、原則として平成20年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

#### 7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、次のとおりです。

試験の名称	学歴	給料の月額
長野県警察官採用試験（A） （平成20年4月採用第3回）	大学卒業	約196,900円
長野県警察官採用試験（B） （平成20年4月採用）	短期大学卒業	約178,500円
	高等学校卒業	約164,400円

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

#### 8 受験手続

##### (1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

##### (2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は県内の警察署へ提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

##### (3) 受付期間

受付期間は、平成19年7月13日（金）から8月6日（月）までです。

なお、郵送による申込みは、8月6日までの消印のあるもの限り受け付けます。

ただし、日本国外からの郵送によるものは、8月7日までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

	口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる人
第1次試験	第1次試験（教養試験）の点数及びその順位	受験者
第2次試験	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3)合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課（電話：026-233-0110 内線 2632）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線 4235）にお問い合わせください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

教養試験の出題分野

試験の方法	出 題 分 野
教 養 試 験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局